する当該各号の第五欄」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に税額控除率を乗じて計算した」に、「第五項」を「第五項第三号」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特別償却限度額　次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ　機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。）その取得価額から普通償却額を控除した金額

ロ　機械及び装置（イに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の三十四）に相当する金額

ハ　建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ニ　建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

ホ　第一項の表の第二号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げる減価償却資産　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二　税額控除率　次に掲げる減価償却資産　百分の十五

イ　前号イに掲げる減価償却資産　百分の十五

ロ　前号ロに掲げる減価償却資産　百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の十）

ハ　前号ハに掲げる減価償却資産　百分の八

ニ　前号ニに掲げる減価償却資産　百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

ホ　前号ホに掲げる減価償却資産　百分の八

三　繰越税額控除限度超過額　前項の個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第十条の二第八項中「、同項」を「同項」に改め、同条第九項中「同項に規定する」を削り、「、同項」を「同項」に改める。

第十条の三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「復興産業集積区域」の下に「（以下この項において「復興産業集積区域」という。）」を、「行う事業所」の下に「（以下この項及び「百分の十」の下に「（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該指定を受けた個人が当該指定をした認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」を加え、同条第三項中「に、同項」を「に同項」に改める。

第十条の四第一項中「第十条の二第五項」を「第十条の二第五項第三号」に改める。

第十条の五第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「額（以下この項」を「額（第一号」に、「当該開発研究用資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する」を「次の各号に掲げる開発研究用資産の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けた個人が取得又は製作若しくは建設をして当該認定に係る復興産業集積区域内において開発研究の用に供した開発研究用資産　その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額

二　前号に掲げるもの以外の開発研究用資産　その取得価額の百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、百分の三十四）に相当する金額

第十条の五第三項中「は、租税特別措置法第十条第六項第五号」を「（租税特別措置法第十条第六項第五号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号」に改める。

第十一条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「、船舶、航空機」を「、船舶」に、「より滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした」を「起因して事業又は居住の用に供することができなくなった」に改め、同項の表の第一号の中欄中「百分の十五」を「百分の十」に改め、同号の下欄中「百分の十八」を「百分の十二」に改め、同表の第二号の中欄中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号の下欄中「百分の三十六」を「百分の二十四」に改め、同表の第三号の上欄中「、航空機」を削り、同号の中欄中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号の下欄中「百分の三十六」を「百分の二十四」に改める。

第十一条の五第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「土地開発公社」の下に「が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するためにこれらの者のうちいずれかの者」を加える。

第十一条の六第一項中「（次項」を「（同項」に、「第三十五条第一項」を「第三十五条第二項第二号」に改める。

第十二条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「同表の」の下に「第一号の下欄のロ又は」を加え、同項の表の第一号の上欄中「次号」を「以下この表」に、「同号」を「次号」に改め、同号の下欄を次のように改める。

次に掲げる資産
イ　東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（イにおいて「特定被災区域」という。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利（次号、次項及び次条第一項において「土地等」という。）又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産
ロ　被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

第十二条第八項中「第一項」を「個人が第一項」に、「受けた」を「受けた場合には、」に改め、「（同法第十三条の規定を除く。）」を削る。

第十三条第二項中「住宅の増改築等（以下この条及び次条第五項」を「住宅の増改築等（以下この項」に、「により同法第四十一条の三の二第一項」を「により同条第一項」に、「居住者」を「個人（居住者に限る。）」に、「断熱改修住宅借入金等（以下この条及び次条第五項」を「断熱改修住宅借入金等（次項」に、「及び第十項から第十二項までにおいて同じ。）まで」を「、第八項及び第十三項から第十五項までにおいて同じ。）まで」に、「第十項から第十二項までにおいて同じ。）」を「第十三項から第十五項までにおいて同じ。）」に、「同条第十七項」を「同条第二十項」に改め、同条第四項中「前項の居住者」を「従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によって被害を受けたこと